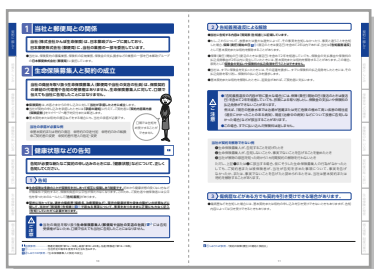


[ご契約のしおり・約款] はじめに ①

→ この「ご契約のしおり・約款」をご覧ください

▶ この冊子の内容は、次の2つの部分に分かれています。

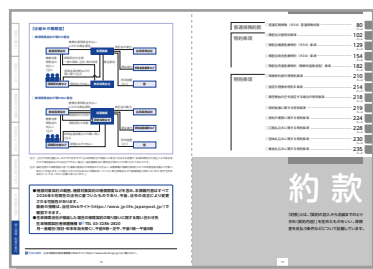
●ご契約のしおり



▶ 10～78ページ

契約内容(約款)のなかでも、ぜひ知っておいていただきたい重要な事項をわかりやすく説明しています。詳細は約款をご覧ください。

●約 款



▶ 79～236ページ

「契約の加入から消滅までのとりきめ(契約内容)」を定めたものをいい、保険金を支払う条件などについて記載しています。

▶ この冊子は、このようにお使いいただくと便利です。

「ご契約のしおり」には、お客さまの契約に関する重要なお知らせを掲載しております。下記の点を参考に、この冊子をお読みください。

🔍 目的からページを探したい

➡ **目的別もくじ** **8～9ページ**

? わからないことばがある

➡ **用語解説** **242～244ページ**

この冊子の記載内容は、2026年10月現在の取り扱いを説明しております。不明な点がございましたら、その時点での最新の取り扱いを案内しますので、「問い合わせ窓口」245ページにお問い合わせください。

に当たって

▶「ご契約のしおり」本文の見かた

(注)この見本はイメージです。実際の表記とは異なる場合があります。

1 当社と郵便局との関係

当社(株式会社かんぽ生命保険)は、日本郵政グループに属しており、日本郵便株式会社(郵便局)に、当社の業務の一部を委託しています。

●当社は、保険契約の募集業務、保険料の取納業務、保険金の支払請求などの業務の一部を日本郵政グループの日本郵便株式会社(郵便局)に委託しています。

2 生命保険募集人と契約の成立

当社の商品を取り扱う生命保険募集人(郵便局や当社の支店の社員)は、保険契約の締結の代理権や告知の受領権はありません。生命保険募集人に対して、口頭で伝えても当社に告知したことにはなりません。

●保険契約は、お客さまからの申し込みに対して当社が承諾したときに成立します。
●当社が契約の申し込みを承諾したときには「承諾の通知」に代えて、ご契約者に「契約内容案内書(保険証券)」をマイページへ電子的交付または郵送します。
●基本契約または特約の復活などをする場合にも、当社の承諾が必要です。

当社の承諾が必要な例

●基本契約または特約の復活 ●特約の中途付加 ●特約のみの転換
●ご契約者の変更 ●契約者代理人の指定・変更

口頭では告知をお受けすることができません

3 健康状態などの告知

告知が必要な新たなご契約の申し込みのときには、「健康状態」などについて、正しく告知してください。

1 告知

●生命保険は多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。初めから健康状態の良くない方などが無条件で契約すると、保険料負担の公平性が保たれなくなります。このため、ご契約者や被保険者には公平性を保つためのルールとして「告知義務」があります。
●契約に当たっては、過去の傷病歴(傷病名、治療期間など)、現在の健康状態や身体の障がいの状態などに関して、当社が「質問表(告知書)」※①で尋ねる事項について、事実をありのままに正確にもれなく記入(告知)していただく必要があります。

注意

●当社の商品を取り扱う生命保険募集人(郵便局や当社の支店の社員)※②には告知受領権がないため、口頭で伝えても当社に告知したことにはなりません。

※①約款参照……普通定期約款「第14～16条」、総則「第18～20条」、先遣(無解返)「第16～18条」
※②しおり10P参照……「生命保険募集人と契約の成立」

「もくじ」にある項目がタイトルになっています。

そのページの記載内容を簡単にまとめたものです。

さらに項目分けしたタイトルです。

特に注意していただきたい事項を説明しています。

欄外のマークについて

マークには、右記のようなものがあります。

…関連する情報が記載されているページまたは項目を案内しています。

…この項目に関連するWebサイトを案内しています。

* …記載内容についてあわせて確認いただきたい事項を案内しています。

[ご契約のしおり・約款] はじめに ②

▶ 普通保険約款の名称について【略称】

この冊子では、必要に応じて普通保険約款の名称を以下のとおり【略称】を用いて表示しています。

普通保険約款の名称	略称
普通定期保険 (R04) 普通保険約款	普通定期約款

▶ 特約条項の名称について【略称】

この冊子では、必要に応じて特約条項の名称を以下のとおり【略称】を用いて表示しています。

特約条項の名称	略称
無配当災害特約条項	災害
無配当傷害医療特約 (R04) 条項	傷医
無配当総合医療特約 (R04) 条項	総医
無配当先進医療特約 (無解約返戻金型) 条項	先進 (無解返)

▶ 年齢の記載について

この冊子に記載の年齢は、満年齢で記載している箇所以外は、当社の定めた計算方法による年齢です。この年齢は、年ごとの契約応当日に、加入年齢に1歳ずつを加えて計算します。（「契約応当日」および「加入年齢」の詳細は、巻末の用語解説に記載しています。）

もくじ

ご契約のしおり部分

・目的別もくじ	8ページ
・用語解説	242ページ
・問い合わせ窓口	245ページ

契約に際して

1 当社と郵便局との関係	10ページ
2 生命保険募集人と契約の成立	10ページ
3 健康状態などの告知	10ページ
4 保険金の加入限度額	12ページ
5 契約の保障(責任)の開始と契約日	14ページ
責任開始の日を指定する場合の特則	15ページ
6 クーリング・オフ制度	16ページ
7 現在の契約の解約・減額などを前提に 新たな契約の申し込みを検討されているお客さまへ	18ページ
8 当社からの契約内容などの確認	19ページ
9 申し込み手続きの際の注意点	19ページ

特長としくみ

1 普通定期保険(R04)(新普通定期保険)	20ページ
2 契約の更新(更新制度)	22ページ
3 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の自動更新	24ページ

保険金などの請求

1 保険金の請求方法	26ページ
指定代理請求制度	28ページ
2 基本契約の保障内容 普通定期保険(R04)(新普通定期保険)	30ページ
3 特約の保障内容	
1.特約の概要	31ページ
2.無配当災害特約の保障内容	32ページ
3.無配当傷害医療特約(R04)の保障内容	33ページ
4.無配当総合医療特約(R04)の保障内容	34ページ
5.無配当傷害医療特約(R04)と 無配当総合医療特約(R04)の留意事項	36ページ
6.無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の 保障内容と留意事項	39ページ
4 保険金などを支払いできない場合	40ページ
5 保険金を支払うことができる事例と支払うできない事例	46ページ

もくじ

保険料の払い込み	1 保険料の払込方法	52ページ
	2 保険料の前納払込み	53ページ
	3 保険料の払込猶予期間・契約の失効など	54ページ
	4 契約の復活	56ページ
	5 保険料の払い込みが難しい場合	57ページ
契約後の取り扱い	1 ご家族登録制度および契約者代理制度	58ページ
	2 住所の変更などに伴う各種手続き	62ページ
	3 契約者配当金	64ページ
	4 契約の解約と返戻金	65ページ
	5 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ	66ページ
	6 ご契約者をはじめとした関係者の保護	69ページ
生命保険と税金	1 生命保険料控除	70ページ
	2 保険金の税法上の取り扱い	71ページ
個人情報および 制度の案内	1 個人情報の取り扱い	72ページ
	2 取引時確認に関するお願い	72ページ
	3 FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)に関するお願い	73ページ
	4 非居住者に係る金融口座情報の 自動的交換のための報告制度に関するお願い	73ページ
	5 他の生命保険会社などとの 保険契約などに関係する情報の共同利用	
	1.契約内容登録制度／契約内容照会制度	74ページ
	2.支払査定時照会制度	75ページ
	6 生命保険契約者保護機構	77ページ
身体部位の名称		241ページ

約款部分

普通保険約款

○普通定期保険(R04)普通保険約款

80ページ

特約条項

○無配当災害特約条項

102ページ

○無配当傷害医療特約(R04)条項

129ページ

○無配当総合医療特約(R04)条項

154ページ

○無配当先進医療特約(無解約返戻金型)条項

182ページ

特則条項

○保険契約者代理特則条項

210ページ

○指定代理請求特則Ⅱ条項

214ページ

○責任開始の日を指定する場合の特則条項

218ページ

○契約転換に関する特則条項

219ページ

○契約の更新に関する特則条項

224ページ

○口座払込みに関する特則条項

228ページ

○団体払込みに関する特則条項

230ページ

○集金払込みに関する特則条項

235ページ

ご家族登録制度規約 **237**ページ